

科学技術・学術審議会 生命倫理・安全部会（第44回）

令和2年12月14日（月）

13：00～15：00

文部科学省3階 3F2特別会議室

（オンライン開催を含む）

【議事次第】

1. 開会

2. 議事

- （1）科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会の議事運営について
- （2）「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の制定について
- （3）遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく告示の改正について
- （4）その他

3. 閉会

【配 布 資 料】

- 資料 44-1 : 科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会の議事運営について (案)
- 資料 44-2-1 : 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の制定について
- 資料 44-2-2 : 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (案)
- 資料 44-3 : 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件の改正について (案)
- 資料 44-4 : 今後の予定について
-
- 参考資料 1 : 第 10 期科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会委員名簿
- 参考資料 2 : 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」及び「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の見直しに関する取りまとめ (令和 2 年 1 月 24 日 医学研究等に係る倫理指針の見直しに関する合同会議)
- 参考資料 3 : 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (案) 概要 (パブリックコメント資料)
- 参考資料 4 : 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令 (平成 16 年文部科学・環境省令第 1 号)
- 参考資料 5 : 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件 (平成 16 年文部科学省告示第 7 号) 新旧対照表